

第70回小金井桜まつり
ボランティア
スタッフを
募集

時 3月23日(土)、24日(日)
午前9時～午後6時30分※半
日交代。時間は相談可

内 縁日コーナー(わたあめ・
ポップコーン・スーパードー
ルすくい等)のスタッフ

対 市内または近隣に在住・在
勤・在学のおおむね16～70歳
の方

定 20人程度
他 薄謝有り

申 3月12日までに、観光まち
おこし協会ホームページ(htt
ps://koganei-kanko.jp/req
uest/)から

問 同協会 ☎042-316-3998
0)

軽自動車等の廃車・
名義変更は3月中旬

原動機付自転車を含む軽自
動車税(種別割)は、4月1
日現在の所有者に課税されま
す。

廃棄処分や他人に譲るなど
し、廃車や名義変更の届け出
をしていない方は、早めに手
続きをしてください。手続き
をしないと、引き続き所有者
として課税されますので、ご
注意ください。

問 原動機付自転車(125cc以
下) 市民税課諸係 ☎042-

387-9820) 軽二輪等

東京運輸支局多摩自動車検
査登録事務所 ☎050-554

0-20333) 軽四輪等 軽
自動車検査協会多摩支所
(050)550-66104)

高額医療・高額介護合算制度
医療費・介護費の自己負担を軽減

医療費が高額になった場合は、各医療保険から月額限度額を超えた分を「高額療養費」として支給しています。また、介護サービス費用が高額になった場合は、介護保険から月額限度額を超えた分を「高額介護サービス費」として支給しています。

自己負担額をさらに軽減するために、同じ世帯で1年間(8月～翌年7月)の各月に支払った医療保険・介護保険の自己負担額(高額療養費、高額介護サービス費の支給対象分を除いた金額)の合計が年額の基準額(下表)を超える場合に、超えた金額を「高額医療・高額介護合算療養費等」として支給しています。

今回の支給対象期間(令和4年8月～5年7月)に支給対象となる被保険者の方がいる世帯に、3月中旬に申請書を送付します。

支給時期は、5月以降となります。

他 同世帯でも、国民健康保険・職場の医療保険・後期高齢者医療保険では、それぞれ別に自己負担額を計算します。申請の受付窓口は、令和5年7月31日時点で加入していた医療保険となります。

問 保険年金課国民健康保険係 ☎042-387-9833、保険年金課高齢者医療係 ☎042-387-9834、介護福祉課介護保険係 ☎042-387-9822)

70歳未満の方

所得区分(※1)	医療保険(70歳未満)と介護保険の合算
ア 901万円超	212万円
イ 600万円超～901万円以下	141万円
ウ 210万円超～600万円以下	67万円
エ 210万円以下	60万円
オ 住民税非課税	34万円

※1 国民健康保険加入者に限る。職場の医療保険に加入している場合は、加入している健康保険組合等にお問い合わせください

70歳以上の方

所得区分(※2)	医療保険(70～74歳)と介護保険の合算	後期高齢者医療保険(75歳以上)と介護保険の合算
現役並み所得者 課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上690万円未満	141万円	141万円
課税所得145万円以上380万円未満	67万円	67万円
一般(課税所得145万円未満または基礎控除後の所得210万円以下)(※3)	56万円	56万円
区分Ⅱ(住民税非課税)	31万円	31万円
区分Ⅰ(住民税非課税かつ世帯の所得が一定基準以下)	19万円	19万円

※2 国民健康保険または後期高齢者医療保険加入者に限る。職場の医療保険に加入している場合は、加入している健康保険組合等にお問い合わせください
※3 後期高齢者医療保険加入者は、一部条件が異なりますのでお問い合わせください

みんなの
ひろば

男女平等社会をめざして

ご利用ください
男女平等に関する
「苦情」・「相談」窓口

市が実施している施策で男女差別が見られる場合の苦情や、日常生活の悩みや性別によって差別や不利益を受けた場合などの人権侵害による相談について申し出が出来ます。

相談内容に応じて、必要がある場合は、市は当該機関等の調査をしたり、説明を求め、助言、指導、是正の要請を行います。

また、苦情を公平に適切かつ迅速に処理するため、専門知識のある男女平等苦情処理委員が苦情処理を行うことも出来ます。

受付時間 土曜・日曜・祝日を
除く午前8時30分～午後5時

対 市内在住・在勤・在学の方
■ 申出方法 苦情・相談申出書(企画政策課男女共同参画室)にあります。また市ホームページからダウンロードできます。必要事項を明記し、郵送、ファクスまたは直接、企画政策課男女共同参画室へ
■ 秘密は厳守します。制度に該当するか不明な場合は、電話でお問い合わせください

デートDVとは、未婚の交際相手などへの暴力のことで、被害を受けた人の心や身体を大きく傷つけてしまう人権侵害です。
親密な関係の中で起こるため、顕在化しにくい場合があります。

デートDVを
防止しましょう

市では、啓発パンフレットを作成し、市役所第二庁舎1階人口パンフレットスタンド等で配布しているほか、ホームページに掲載しています。

Vを防止しましょう。
女性総合相談を
ご利用ください
原則毎週金曜日と毎月第2木曜日に、女性総合相談を実施しています。(市報毎月15日号に翌月の開催日を掲載)女性カウンセラーが、あなたのお話をじっくりお聞きします。他の専門機関の紹介もしています。

プライバシーは守られますので、どのようなことでも、お気軽にご相談ください。
時 午後1時30分～4時30分(事前予約制)
■ 相談方法 電話または面談
■ 保育有り(1歳以上の未就学児。1か月前までに要事前申込)
■ 電話で、企画政策課男女共同参画室へ

◆ 共通 ◆

問 企画政策課男女共同参画室
(〒184-8504住所不要・市役所本庁舎2階) ☎042-387-9853 FAX 042-387-1224)

男女平等に関する苦情処理のしくみ

